

レジオンカード・レールウェイカード取扱規則新旧対照表

現行	改定
<p>【適用範囲】</p> <p>第5条 この規則に定めていない事項については、旅客営業規則(以下、「営業規則」という。)等の定めるところによる。</p> <p>2 特別割引用(身体障害者および知的障害者用)カード(以下「特割用カード」という)の取扱いについては、この規則によるほか、身体障害者、知的障害者等運賃割引規則の定めるところによる。</p>	<p>【適用範囲】</p> <p>第5条 この規則に定めていない事項については、旅客営業規則(以下、「営業規則」という。)等の定めるところによる。</p> <p>2 特別割引用(身体障害者および知的障害者用)カード(以下「特割用カード」という)の取扱いについては、この規則によるほか、身体障害者・知的障害者・精神障害者等運賃割引規則の定めるところによる。</p>